

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○福祉資金貸付金及び修学資金に係る償還金等の収納事務の委託	(行政経営推進課)	一
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	一
○海岸保全区域の指定	(水産業基盤整備課)	一
○海岸保全区域の変更(二件)	(同)	二
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(二件)	(同)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	三
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	四
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		五
○政治団体の届出事項の異動届		五
○政治団体の解散届		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)		六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)		六
○資金管理団体の届出事項の異動届		七
○資金管理団体の指定取消し等の届出		七

## 告 示

○宮城県告示第五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、母子及び父子

ページ

並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に基づく福祉資金貸付金に係る元利償還金、高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例(昭和四十九年宮城県条例第四十八号)に基づく修学資金に係る償還金及びこれらの償還に係る遅延損害金の収納事務を平成二十九年十二月二十八日次のとおり委託した。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 委託の相手方

東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

ニッテレ債権回収株式会社

## 二 委託期間

平成二十九年十二月二十八日から平成三十年三月三十日まで

## ○宮城県告示第五十八号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十年一月二十三日から平成三十年二月六日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

## 二 申請年月日

平成三十年一月十日

## 三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)

## ○宮城県告示第五十九号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	地区名	指定区域
	漁港名		
三陸南沿 岸	三陸南沿 岸	只越地区 海岸名	次に掲げるイ点からフ点までを順次結んだ直線及びイ点とフ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 気仙沼市唐桑町只越九番の二に設置した標柱の地点
	載鈎漁港 海岸		
イ点	基点A点	基点A点	基点A点
ロ点	基点A点	基点A点	基点A点
ハ点	基点A点	基点A点	基点A点
ニ点	基点A点	基点A点	基点A点
ホ点	基点A点	基点A点	基点A点
ヘ点	基点A点	基点A点	基点A点
ト点	基点A点	基点A点	基点A点
チ点	基点A点	基点A点	基点A点
リ点	基点A点	基点A点	基点A点
ヌ点	基点A点	基点A点	基点A点
ワ点	基点A点	基点A点	基点A点
カ点	基点A点	基点A点	基点A点
ク点	基点A点	基点A点	基点A点
コ点	基点A点	基点A点	基点A点
サ点	基点A点	基点A点	基点A点
シ点	基点A点	基点A点	基点A点
ス点	基点A点	基点A点	基点A点
セ点	基点A点	基点A点	基点A点
ソ点	基点A点	基点A点	基点A点

○宮城県告示第六十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成三年宮城県告示第千十四号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	地区名	指定区域
	漁港名		
三陸南沿 岸	三陸南沿 岸	只越地区 海岸名	次に掲げるイ点からト点までを順次結んだ直線及びイ点とト点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 気仙沼市唐桑町只越九番の二に設置した標柱の地点
	載鈎漁港 海岸		
イ点	基点A点	基点A点	基点A点
ロ点	基点A点	基点A点	基点A点
ハ点	基点A点	基点A点	基点A点
ニ点	基点A点	基点A点	基点A点
ホ点	基点A点	基点A点	基点A点
ヘ点	基点A点	基点A点	基点A点
ト点	基点A点	基点A点	基点A点
チ点	基点A点	基点A点	基点A点
リ点	基点A点	基点A点	基点A点
ヌ点	基点A点	基点A点	基点A点
ワ点	基点A点	基点A点	基点A点
カ点	基点A点	基点A点	基点A点
ク点	基点A点	基点A点	基点A点
コ点	基点A点	基点A点	基点A点
サ点	基点A点	基点A点	基点A点
シ点	基点A点	基点A点	基点A点
ス点	基点A点	基点A点	基点A点
セ点	基点A点	基点A点	基点A点
ソ点	基点A点	基点A点	基点A点

○宮城県告示第六十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成三年宮城県告示第千十四号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成三十年一月二十三日

海岸の名称	沿岸名	地区名	指定区域
	漁港名		
三陸南沿 岸	三陸南沿 岸	只越地区 海岸名	次に掲げるチ点からソ点までを順次結んだ直線及びチ点とソ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 気仙沼市唐桑町只越九番の二に設置した標柱の地点
	載鈎漁港 海岸		
チ点	基点A点	基点A点	基点A点
リ点	基点A点	基点A点	基点A点
ヌ点	基点A点	基点A点	基点A点
ワ点	基点A点	基点A点	基点A点
カ点	基点A点	基点A点	基点A点
ク点	基点A点	基点A点	基点A点
コ点	基点A点	基点A点	基点A点
サ点	基点A点	基点A点	基点A点
シ点	基点A点	基点A点	基点A点
ス点	基点A点	基点A点	基点A点
セ点	基点A点	基点A点	基点A点
ソ点	基点A点	基点A点	基点A点

○宮城県告示第六十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	地区名	指定区域
	漁港名		
三陸南沿 岸	三陸南沿 岸	載鈎地区 海岸名	平成三十年一月二十三日宮城県告示第五十九号により海岸保全区域として指定した気仙沼市唐桑町載鈎地区内の載鈎漁港の区域
	載鈎漁港 海岸		

○宮城県告示第六十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区 海岸名	指定区域
三陸南沿 岸	只越漁港 海岸	只越地区 海岸	只越地区	
平成三十年一月二十三日宮城県告示第六十一号により海岸保全区域として指定した気仙沼市唐桑町只越地内の只越漁港海岸保全区域のうち只越漁港区域に接する区域				

○宮城県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町字鹿原掃出五七の三、宮崎字寒風沢十七番一六

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鹿原掃出五七の三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町宮崎字松沢六一の一・六二・六四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町字漆沢筒砂子一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町字漆沢高畑一の三・一の一八・一の二〇から一の二二まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

一の二三、一の二四、一の三四、一の三五、字鹿原荒沢一の二・一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

一の九、字鹿原荒沢二の一（次の図に示す部分に限る。）

字鹿原南滝庭五五の一・五六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

五五の二、五七の三二、字鹿原田谷地一の一、一の二（次の図に示す部分に限る。）

一の六、宮崎字松沢六一の一・六二・六四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 大河原高倉線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
柴田郡大河原町字中川原八番七六地先から 同郡同町字甲子町一九番地先まで		前	一〇・八	一七六・二
		後	一一・八 一九・〇	一七六・二

○宮城県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 塩釜吉岡線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城県利府町澤乙字唄沢三五番四八地先から 同郡同町澤乙字唄沢三五番三三番地先まで		前	二二・二	五二〇・〇
		後	一九・六 二四・三	五二〇・〇

○宮城県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大河原高倉線	柴田郡大河原町字中川原八番七六地先から 同郡同町字甲子町一九番地先まで	平成三十年 二月五日

○宮城県告示第六十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成三十年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 富谷市高屋敷土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 富谷市三ノ関狼沢七十三番地の一
- 三 設立認可の年月日 平成二十六年七月二十九日
- 四 変更認可の年月日 平成三十年一月十六日

選挙管理委員会

○宮選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成三十年一月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

自由民主党迫大場 文雄 千葉美智子 登米市迫町新田字北深沢 平成二十九年十二月十八日

自由民主党大石垣 正博 伊藤 峰男 黒川郡大郷町中村字原一 平成二十九年十二月二十六日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

ごとう春彦後援会 後藤 春彦 後藤 春彦 石巻市三ツ股二一五―三三七 平成二十九年十二月十四日

手島牧世後援会 鈴木 茂和 片倉 利子 遠田郡美里町二郷字高玉一―号二一 平成二十九年十二月十一日

○宮選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年一月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党高清水支部 長浦 信 主たる事務所 栗原市高清水日向二二 平成二十九年十二月十八日

自由民主党宮城県第三選挙区支部 西村 明宏 会計責任者 鈴木 和博 武田 剛 平成二十九年十二月一日

自由民主党宮城県第一区支部 佐藤わか子 国会議員関係政治団体 伊藤安芸雄 坪根 輝彦 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第二区支部 渡辺 敬信 国会議員関係政治団体 佐藤わか子 山下 章子 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第三区支部 須藤 哲 国会議員関係政治団体 坂下 康子 平井 緑子 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第四区支部 竹谷 英昭 国会議員関係政治団体 竹谷 英昭 坂東 毅彦 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第六区支部 桜井 充 国会議員関係政治団体 桜井 充 安住 淳 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第一区支部 須藤わか子 国会議員関係政治団体 須藤わか子 山下 章子 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第二区支部 渡辺 敬信 国会議員関係政治団体 渡辺 敬信 鎌田さゆり 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第三区支部 須藤 哲 国会議員関係政治団体 坂下 康子 平井 緑子 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第四区支部 竹谷 英昭 国会議員関係政治団体 竹谷 英昭 坂東 毅彦 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第六区支部 桜井 充 国会議員関係政治団体 桜井 充 安住 淳 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第一区支部 佐藤わか子 国会議員関係政治団体 伊藤安芸雄 坪根 輝彦 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第二区支部 渡辺 敬信 国会議員関係政治団体 佐藤わか子 山下 章子 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第三区支部 須藤 哲 国会議員関係政治団体 坂下 康子 平井 緑子 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第四区支部 竹谷 英昭 国会議員関係政治団体 竹谷 英昭 坂東 毅彦 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第六区支部 桜井 充 国会議員関係政治団体 桜井 充 安住 淳 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第一区支部 須藤わか子 国会議員関係政治団体 須藤わか子 山下 章子 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第二区支部 渡辺 敬信 国会議員関係政治団体 渡辺 敬信 鎌田さゆり 平成二十九年十二月十三日

自由民主党宮城県第三区支部 須藤 哲 国会議員関係政治団体 坂下 康子 平井 緑子 平成二十九年十二月十三日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
相沢孝弘後援会	紺野 教悦	紺野 教悦		後藤 詳蔵	平成二十九年十二月二十四日
新しい県政をつくる宮城県民の会	佐久間敬子	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区国分町一八八一	仙台市青葉区春日町一五一五	平成二十九年十月三十一日
かつまたかずのり後援会	山本 寿則	主たる事務所の所在地	石巻市のぞみ野五六一六	石巻市蛇田字新沼田三九三番地三六街区一〇画	平成二十九年十一月二日

郡和子の会	郡 和子	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	平成二十九年七月二十三日
-------	------	------------	------------	------------------------------	--------------

齊藤みつや後援会	齊藤巳寿也	主たる事務所の所在地	仙台市青葉区二日町二一	仙台市青葉区五橋二一四一	平成二十九年十一月一日
佐藤けんじ後援会	大浦 武夫	代表者の氏名	大浦 武夫	吾妻 圭一	平成二十九年十一月二十二日

林宙紀後援会	林 宙紀	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	平成二十九年七月九日
--------	------	------------	------------	------------------------------	------------

我妻かおる後援会	三浦孝太郎	代表者の氏名	三浦孝太郎	門脇 永好	平成二十九年十二月二十日
----------	-------	--------	-------	-------	--------------

○宮選管告示第五号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。  
 平成三十年一月二十三日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)  
 政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日  
 桑島崇史後援会 菅原 傳 平成二十九年二月十五日  
 志21の会 佐々木征治 平成二十八年十一月二十日

仙台みどりと風の会 奥山恵美子 平成二十九年十一月三十日  
 大町町再起の会 郷右近秀俊 平成二十九年十一月三十日

○宮選管告示第六号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成三十年一月二十三日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 伊 東 則 夫

(資金管理団体)  
 政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

志21の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐々木征治

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 29.12.7 (28.11.20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

桑島崇史後援会

報告年月日 29.12.19 (29.2.15解散)

1 収入総額 105,317

前年繰越額 105,317

2 支出総額 105,317

3 支出の内訳

経常経費 8,000

事務所費 8,000

政治活動費 97,317

組織活動費 97,317

○宮選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと

おり公表する。

平成三十年一月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

仙台みどりと風の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 奥山恵美子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市長

報告年月日 29.12.20 (29.11.30解散)

1 収入総額 8,245,592

前年繰越額 5,885,575

本年収入額 2,360,017

2 支出総額 2,856,187

3 本年収入の内訳 (608人) 2,348,000

寄附 12,000

個人分 12,000

その他の収入 17

一件十万円未満のもの 17

4 支出の内訳 92,087

経常経費 26,164

備品・消耗品費 65,923

事務所費 2,764,100

政治活動費 2,634,176

組織活動費 129,924

機関紙誌の発行その他の事業費 129,924

宣伝事業費

5 寄附の内訳

〔個人分〕

年間五万円以下のもの 12,000

(その他の政治団体)

桑島崇史後援会

報告年月日 29.12.19 (29.2.15解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

大郷町再起の会

報告年月日 29.12.27 (29.11.30解散)

1 収入総額 175

前年繰越額 175

2 支出総額 0

○宮城県告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年一月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体 資金管理団体の 異動事項 新 旧 異動年月日

名 した者の氏 名 称

郡 和子 郡和子の会 公職の種類 仙台市長 衆議院議員 平成二十九年七月二十三日

主たる事務 仙台市青葉区二日 仙台市青葉区五橋 平成二十九年十一月一日

所の所在地 町二一 二一四一

林 宙紀 林宙紀後援会 公職の種類 仙台市長 衆議院議員 平成二十九年七月九日

○宮城県告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

平成三十年一月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなく なった年月日
奥山恵美子 佐々木征治	仙台みどりと風の会 志21の会	平成二十九年十一月三十日 平成二十八年十一月二十日